株式会社マブチ	神奈川県横浜市中区本町二丁目十五番地	溶接、木材加工
［略］		
大同プレーンベアリング株式会社	岐阜県関市のぞみヶ丘八番地一	機械加工

ロ　［略］

ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社マルヨシ吉田組	北海道函館市山の手三丁目三十八番九号	とび
有限会社コバヤシ	福岡県築上郡築上町大字椎田千七百七十四番地の七	防水施工
型枠業　一晏	沖縄県那覇市字宇栄原四百九十四番地　寿荘一階	型枠施工

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第四百二十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月七日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［略］		
［項を削る。］		
［略］		
株式会社Ｓｈｉｎｍｅｉ Ｄｅｌｉｃａ	京都府城陽市上津屋境端三十二番地	惣菜製造業

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
株式会社神明デリカ	大阪府泉大津市板原町四丁目十五番二十一号	惣菜製造業
［同上］		
株式会社イーグルデリカ	京都府城陽市上津屋境端三十二番地	惣菜製造業

株式会社マブチ	神奈川県横浜市中区本町二丁目十五番地	溶接
［同上］		
［項を加える。］		

ロ　［同上］

ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		